

コンクリート現場試験技能者認定制度 (SiTeC) に基づく登録者を対象とした  
サーベイランス実施について (通知)

コンクリート現場試験技能者認定制度 (SiTeC) の登録者におかれましては、その知識や技能を日常業務で存分に活用され、ご活躍のことと存じます。関係者からは、登録者による業務内容について高い評価を得ており、コンクリート構造物の品質向上に大いに寄与しております。

さて、本制度では、登録期間の中間期にサーベイランスを受験していただくことになっております。これは、登録者を公正に認知された者として位置づけるために、JIS Q 17024 (適合性評価-要員の認証を実施する機関に対する一般要求事項)「6.4 サーベイランス」従って、「認証された要員 (登録者) の継続的な力量を確認する公平な評価が行われていることの保証」をするものです。

そこで、**登録期間の満了 (4 年間) まで登録を維持される方**におかれましては、**必ずサーベイランスを受験**してくださるよう、お願い申し上げます。なお、**サーベイランスを受験しない**、あるいはサーベイランスで「不適正」と評価された場合には、**登録期間が 2 年で失効することにご留意願います。**

**サーベイランスの概要**

## ◆内容

当該認定範囲の一部またはすべての試験を実施していただき、その力量を確認し評価します。

- ・適正であると評価された方には、「適格性証明書」および「適格シール」を発行します。
- ・不適正であると評価された方は、その日のうちに、もう一度力量を確認し評価します (再評価)。
- ・再評価でも不適正であると評価された方は、登録期間が 2 年で失効します。
- ・**サーベイランスを受けられない場合も登録期間が 2 年で失効します。**
- ・失効された方が新たに認定登録するには、次回に「新規」で受験していただく必要があります。

## ◆申請方法

- ・登録日から約 1 年半後に、**ご自宅に届く案内書**をお読みいただき、手続き願います。

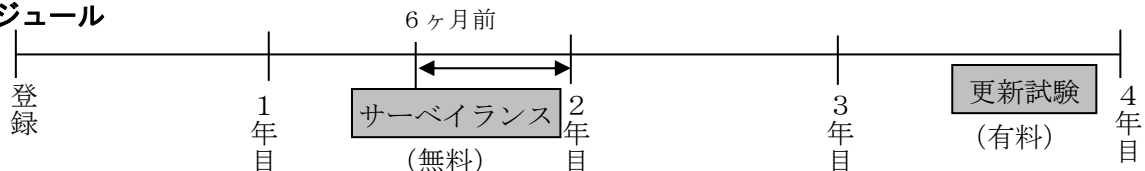
## ◆費用

無料。

## ◆その他

- ・試験規格等が改定された場合、必要に応じて開催される技術講習会を受講していただかねばならないことがあります。

## ◆スケジュール

**問合せ先**

(一財)日本建築総合試験所 研修係 TEL : 06-6834-4775 FAX : 06-6872-0413